

○清須市緑の基本計画策定委員会設置要綱

平成21年11月6日  
告示第127号

(設置)

第1条 この告示は、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項の規定に基づき、本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「緑の基本計画」という。)を策定するため、清須市緑の基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について総合的調整を行う。  
(1) 緑地の保全及び緑地の目標に関すること。  
(2) 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関すること。  
(3) 前2号に掲げるもののほか、緑の基本計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内とし、次に掲げる者により構成する。  
(1) 学識経験者  
(2) 各種団体の代表者  
(3) 関係行政機関の職員  
(4) 前3号に掲げる者のほか市長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から緑の基本計画の策定が完了する日までとする。  
2 委員が欠けたときは、前条各号の区分により補充するものとし、その任期は、前任者の残任期間までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。  
2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。  
3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。  
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない事由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承諾を得て、代理人を出席させることができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(委員の報酬等)

第7条 委員の報酬及び費川弁償は、清須市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年清須市条例第42号)に定めるところによる。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行後、初めて開かれる会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が召集する。